○○○○コンソーシアム規約

　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業機械研究部門（以下「委託者」という。）が委託する「農業機械技術クラスター事業」（以下「本委託事業」という。）を実施することを目的として組織する研究開発コンソーシアム（以下「本組合」という。）の構成員（以下「組合員」という。）は、相互に連携を図り、もって当該委託事業を効率的に推進するため、本組合の規約（以下「本規約」という。）について、互いに以下のとおり合意した。

　　第１章　総則

　（定義）

第１条　本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　一　年度毎委託契約　各事業年度において委託者との間で締結する本委託事業に係る委託契約をいう。

 二　委託契約　本組合の存続期間中に締結されるすべての年度毎委託契約をいう。

　三　年度毎委託事業　年度毎委託契約に基づく事業及びこれに付随する業務をいう。

　四　本事業　本組合の存続期間中に実施されるすべての年度毎委託事業をいう。

　五　委託事業計画書　年度毎委託契約に添付される委託事業計画書をいう。

　六　個別業務　農業機械技術クラスター事業研究実行計画書に定める分担に従い、各組合員が予め受託、遂行を約した年度毎委託事業の一部を構成する個別の業務をいう。

　七　委託費　年度毎委託契約に定められる、本組合が委託者から支払を受けるべき年度毎委託事業に関する委託費をいう。

　八　研究費　委託費から各組合員の個別業務に応じて振り分けられる、個別業務の実施のための費用をいう。

　九　委託費限度額　年度毎委託契約に予め定められる、委託費の上限額をいう。

　十　研究費限度額　年度毎委託契約又は農業機械技術クラスター事業研究実行計画書に予め定められる、個別業務に応じて振り分けられる研究費の上限額をいう。

　十一　委託費概算払　年度毎委託契約に従い、年度毎委託事業の終了に先立って、本組合が委託者から支払を受ける委託費の概算払をいう。

　十二　研究費概算払　年度毎委託事業の終了に先立って、委託費概算払から各組合員の個別業務に応じて振り分けられる研究費の概算払をいう。

 十三　業務執行組合員　本組合の業務執行者（民法（明治２９年法律第８９号）第６７０条第３項に規定する業務執行者をいう。）をいう。

 十四　協力機関　本組合の組合員以外の本事業への協力を行う機関をいう。

　十五　特許権等　次のアからクまでに掲げる権利等をいう。

　　ア　特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権

 　イ　実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権

 　ウ　意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権

　　エ　回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権

　　オ　品種登録を受ける地位又は育成者権

　　カ　外国におけるアからオの各号に掲げる権利に相当する権利

　　キ　著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条に規定する

すべての権利を含む。）及び外国におけるこれら権利に相当する権利

　　ク　事業活動に有用な技術上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知られていないものであって、不正競争防止法（平成５年法律第４７号）上保護されるもの

（民法上の組合）

第２条　本組合は、民法上の組合とする。

（名称）

第３条　本組合の名称は、「○○○○コンソーシアム」とする。

（主たる事務所の所在地）

第４条　本組合は、主たる事務所を（代表機関所在地）○○○○　（代表機関名）○○○○内に置く。

（事業）

第５条　本組合は、頭書の目的を達成するため、本事業を行う。

（事業年度）

第６条　本組合の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。ただし、設立当初の事業年度については、本規約の施行の日から翌年３月３１日（当該施行の日が１月１日以降の場合にあっては、その年の３月３１日）までとする。

　　第２章　組合員

（組合員の資格等）

第７条　組合員となるためには、次に掲げる者（以下「機関等」という。）のいずれかでなければならない。

　一　本委託事業の全部又は一部を遂行する能力を有する学術機関、試験研究機関又はこれに準ずる団体等（以下「機関」という。）

　二　本事業の成果を普及し、又は実用化する能力を有する組織

　三　前号に掲げる能力及び本事業において開発しようとする農業機械等が対象とする農産物等に求められる流通、加工上などのニーズを適切に参画組合員に伝えることができる能力を有する組織又は個人

　四　第二号に掲げる能力及び本事業において開発しようとする農業機械等に求められるニーズを適切に参画組合員に伝えることができる能力を有する組織又は個人

２　組合員は、前項の組合員たる資格を喪失した場合には、業務執行組合員に対してその旨を速やかに申告しなければならない。

（出資）

第８条　組合員は、個別業務を内容とする労務を提供することにより、本組合に出資する。ただし、個別業務のない事業年度においては、当該出資を要しない。

２　前項の労務の提供による出資割合は、設立当初の事業年度から現事業年度までの委託費限度額の総額に対する研究費限度額の総額の割合による。

３　前項において、委託者により委託費の額の確定がなされている事業年度があれば、当該事業年度については、委託費限度額及び研究費限度額の代わりに確定された委託費及び研究費を用いて総額を計算しなければならない。

（組合員の義務等）

第９条　組合員は、それぞれ、本事業の遂行・継続に不可欠な研究機関等としての専門的技術若しくは科学的知見又は能力をもって、個別業務を実施しなければならない。

２　組合員は、自己の責任において個別業務を遂行しなければならず、第三者に個別業務の全部又は一部を委託してはならない。

３　組合員は、本規約に関連して提供した労務その他について、本組合に対し、返還、代償又は補償を求めることができない。

（委託契約の遵守等）

第１０条　組合員は、本事業において、本組合が課された義務を履行するため、委託契約を遵守し、所定の手続を実施するなど、必要な措置を講じなければならない。

（変更の届出）

第１１条　組合員は、名称、所在地又は代表者の氏名等に変更があったときは、遅滞なく、業務執行組合員にその旨を届け出なければならない。

（組合員の地位の譲渡等）

第１２条　組合員は、その有する組合員たる権利又は地位の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは担保に供することができない。

（新たな組合員の参加）

第１３条　第７条第１項の組合員となる資格を充足する機関等は、委託者が当該機関等の本事業への参画を認めること、及び組合員全員が当該機関等の参加に同意することを条件として、組合員となることができるものとする。

２　前項の規定により組合員になろうとする機関等は、参加申込書を業務執行組合員に提出しなければならない。

３　既存の組合員全員は、前項の規定により参加申込書の提出があった場合において、当該機関等の参加に同意するときは、組合員新規参画同意書を業務執行組合員に提出しなければならない。

（組合員の脱退）

第１４条　組合員は、本事業が終了するまでの間は本組合を脱退することができない。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

　一　組合員が第７条第２項の申告その他の事由により同条第１項の組合員たる資格を喪失したことが明らかとなった場合

　二　破産手続、会社更生手続若しくは民事再生手続の開始又は特別清算の申立てがあった場合

　三　差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申請を受けた場合

　四　支払の停止があった場合又は銀行取引停止処分を受けた場合

　五　事業の停止又は許認可の取消を受けた場合

　六　解散の決議をした場合

　七　次条の規定により除名された場合

２　組合員は、前項各号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により個別業務を遂行することが困難となった場合において、他の組合員全員が同意したときは、本組合を脱退することができるものとする。

３　業務執行組合員は、前二項の規定により組合員が脱退した場合には、当該脱退した組合員以外の組合員にその旨を通知しなければならない。

（組合員の除名）

第１５条　組合員は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると他の組合員全員が認めて同意した場合には、本組合から除名される。

　一　第８条第１項に規定する労務提供による出資を誠実に履行しない場合

　二　本事業その他の本組合の業務の遂行を妨げた場合

　三　本組合の名誉をき損する行為をした場合

　四　委託契約又は本規約に違反する行為をした場合

２　業務執行組合員は、前項の場合に、当該除名される組合員及び当該他の組合員全員にその旨を通知しなければならない。

３　組合員は、第１項の規定により除名された場合において、本組合又は他の組合員に損害を被らせたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

　　第３章　業務執行組合員

（業務執行組合員）

第１６条　本組合の業務執行組合員は、（代表機関名）○○○○とする。

（業務執行組合員による業務執行等）

第１７条　業務執行組合員は、次の各号に掲げる事項、その他本組合の業務全般（本組合の軽微な日常的に反復して行われる事務を除く。）に関し、業務を執行し、裁判上及び裁判外において本組合を代表するものとする。

　一　委託者との委託契約の締結、変更･更改及び終了に関する事項

　二　会計帳簿その他会計に関する記録の作成及び保管その他本組合の会計に関する事項

　三　本規約及び第２１条各号に掲げる規程に業務執行組合員の権限及び業務として規定する事項

２　業務執行組合員は、本組合を代表して前項各号の業務を執行する場合は、本組合の名で、又は本組合のために業務執行組合員の名で行うものとする。

（業務執行組合員の報酬）

第１８条　業務執行組合員は、無報酬とする。

（業務執行組合員の解任）

第１９条　組合員は、正当な事由がある場合に限り、業務執行組合員以外の組合員全員の書面による同意によって業務執行組合員を解任することができるものとする。

（新たな業務執行組合員の選任）

第２０条　組合員は、第１４条第１項若しくは第２項の規定により業務執行組合員が脱退し、第１５条第１項の規定により業務執行組合員が除名され、又は前条の規定により業務執行組合員が解任されたときは、新たな業務執行組合員を、第１６条に規定する組合員以外の組合員の中から互選により選任することができるものとする。

　　第４章　事務の執行

（事務の執行）

第２１条　本組合の事務の執行は、委託契約に係る契約書（以下「本委託契約書」という。）に定めるもののほか、本規約並びに次に掲げる規程及び実施手順によるものとする。

　一　○○○○コンソーシアム事務取扱規程

　二　○○○○コンソーシアム会計取扱規程

　三　○○○○コンソーシアム特許権等取扱規程

　四　○○○○コンソーシアム情報セキュリティ実施手順

２　前項各号の規程は、業務執行組合員が別に定めるものとする。

第５章　研究費

（研究費の受領）

第２２条　組合員は、業務執行組合員から、当該事業年度の研究費を受領するものとする。

２　前項の規定により受領する研究費は、研究費限度額を上限とし、個別業務を遂行する上で不足した場合においても当該事業年度における研究費限度額は変更しない。

（業務執行組合員の業務遂行に必要な経費）

第２３条　本事業遂行に必要な各事業年度の共通的な経費は、業務執行組合員の研究費に計上できるものとする。

（実績報告）

第２４条　組合員は、毎事業年度、業務執行組合員が指定する日までに、当該事業年度の個別業務の成果を記載した個別業務実績報告書（以下「個別業務実績報告書」という。）を作成し、業務執行組合員に提出しなければならない。

２　業務執行組合員は、各組合員から提出を受けた個別業務実績報告書を取りまとめた上で、本組合としての委託事業実績報告書（以下「委託事業実績報告書」という。）を作成し、委託者に提出しなければならない。

（研究費の額の確定）

第２５条　業務執行組合員は、委託者より委託費の額の確定がなされたときは、各組合員の研究費の額を確定し、各組合員に通知しなければならない。

２　前項の研究費の確定額は、個別業務に要した経費（自己資金によるものを除く。）の実支出額と研究費限度額のいずれか低い額とする。

（研究費の返還）

第２６条　組合員は、事前に研究費概算払を受けている場合において、当該研究費概算払の額が個別業務実績報告書の精算額を超えるときは、当該超える額の研究費を業務執行組合員に返還しなければならない。

２　組合員は、研究費の額が確定された場合において、個別業務実績報告書の精算額が当該確定された研究費の額を超えるときは、当該超える額の研究費を業務執行組合員に返還しなければならない。

　　第６章　財産等の取扱い

（財産の取扱い）

第２７条　研究費又は研究費概算払により購入し、又は取得した物品又は試作品（以下「取得財産」という。）の所有権（取得財産に係るその他の権利を設定した場合には、これらの権利を含む。）の取扱いについては、本委託契約書及び委託契約書の取扱い細部に関する事項並びに委託者が指示し、又は提示する事項等に基づき取り扱うものとする。

（特許権等の取扱い）

第２８条　本事業の成果に係る特許権等は、本委託契約書及び委託契約書の取扱い細部に関する事項並びに委託者が指示し、又は提示する事項等に基づき取り扱うものとする。

（研究情報又は研究試料の取扱い）

第２９条　組合員は、本事業を実施するに当たり、必要な範囲内において、他の組合員に、その保有する研究情報又は研究試料の提供を要請することができるものとする。この場合において、その提供を受けるための手続きについては、提供する組合員の指示するところによる。

２　前項の規定により研究情報又は研究試料の提供を受けた組合員は、当該研究情報又は研究試料（その派生物を含む。以下この条において同じ。）を適正に管理し、本事業遂行の目的にのみ使用しなければならない。

３　第１項の規定により提供された研究情報又は研究試料及び当該研究試料の派生物の所有権は提供した組合員が有し、これに関する権限は本規約により一切の制限を受けないものとする。

４　第１項の規定により研究情報又は研究試料の提供を受けた組合員は、不要となった研究情報又は研究試料については、提供した組合員の指示するところにより返却又は廃棄しなければならない。

５　第１項の規定により研究情報又は研究試料の提供を受けた組合員は、当該提供を受けた研究情報又は研究試料の利用によって損失が生じた場合であっても、自己の責任において当該損失を処理しなければならない。

第７章　損益分配

（損益分配の割合）

第３０条　本事業その他の組合業務の遂行に関し、組合員のいずれかが、本組合の名において、第三者に対して、対外的に債権その他の財産権を取得し、又は債務若しくは責任を負担した場合には、各組合員は、第８条第２項に定める各組合員の出資割合に従い、当該第三者に対し、直接に当該債権その他の財産権を取得し、又は債務若しくは責任を負担しなければならない。

２　本事業その他の組合業務の遂行に関し、組合員のいずれかに故意又は過失があった場合には、前項の規定にかかわらず、当該故意又は過失があった組合員（以下「責任のある組合員」という。）は、これによって第三者に生じた損害の全額について、当該第三者に対し、直接に賠償する責任を負うものとし、責任のある組合員以外の組合員は、当該第三者に対し、当該第三者に生じた損害についての責任を負担しないものとする。なお、この場合において、責任のある組合員が複数である場合の損失負担割合は、過失割合に従うものとする。

３　本事業その他の組合業務の遂行に関し、組合員のいずれかに故意又は過失があった場合において、これによって第三者に生じた損害に関し、責任のある組合員以外の組合員が民法その他の法令若しくは本規約等により第三者に対して債務若しくは責任を負担したときは、当該責任のある組合員以外の組合員は、責任のある組合員に対し、当該第三者に対する弁済の前後にかかわらず、自己が負担した債務又は責任の全額について支払を請求することができるものとする。

４　前項の場合において、責任のある組合員が複数であるときは、当該責任のある組合員らは、連帯して前項の責任を負わなければならない。

　　第８章　清算

（存続期間）

第３１条　本組合の存続期間は、本規約の施行の日から最終事業年度の本事業に係る年度決算が確定した日までとする。

（解散）

第３２条　本組合は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、解散するものとする。

　一　本組合の存続期間が満了し、延長されないとき。

　二　組合員全員により解散の合意がなされたとき。

　三　組合員が１名となったとき。

（清算人）

第３３条　前条の規定により本組合が解散した場合、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が清算人となる。ただし、業務執行組合員が他の者を清算人とする必要があると認めて指名した場合には、その指名した者が清算人となる。

２　清算人は、本組合の解散後、速やかに清算手続を開始するものとする。

（清算人の権限）

第３４条　清算人は、次の各号に掲げる事項に関する職務を行い、本組合を代表する裁判上及び裁判外の一切の権限を有する。

　一　現務の結了

　二　債権の取立て及び債務の弁済

　三　残余財産の処理

　四　その他前各号の職務を行うに当たり必要な一切の行為

（清算手続）

第３５条　清算人は、就任後遅滞なく、本組合財産の現況を調査し、その結果を記載した書面を作成し、保管しておくものとする。

２　清算人は、前項の調査の結果、本組合に残余財産があった場合は、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の具体案を定め、これらの書類を各組合員に送付するものとする。

３　前２項に定めるもののほか、清算に関する事項については、すべて清算人が自己の判断により適切と考える方法により行うものとする。

（残余財産の処理）

第３６条　清算人は、前条の清算手続において、本組合の財産から本組合の債務を弁済しても、なお残余財産があるときは、当該残余財産の取扱いについては、清算人が委託者と協議の上、委託者に返還するものとし、組合員に分配はしないものとする。

　　第９章　雑則

（秘密の保持等）

第３７条　組合員は、本事業に関して他の組合員から提供され、又は開示された技術情報、技術資料、研究試料に関する情報及び営業上の情報であって、提供又は開示の際に当該他の組合員により秘密である旨の表示がなされているものは、当該他の組合員の書面による同意がある場合を除き、第三者に開示し、又は漏洩してはならず、また本事業以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。

　一　他の組合員から情報を入手した時点で既に公知であるもの、又は他の組合員から情報を入手後、自己の責によらず公知となったもの。

　二　第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの。

三　他の組合員から情報を入手した時点で既に保有していた情報であるもの。

　四　他の組合員から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの。

２　前項の規定は、本事業の終了後も３年間有効に存続するものとする。

（個人情報に関する秘密保持等）

第３８条　組合員は、本事業に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を本事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

２　本事業は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

３　前二項については、本事業が終了した後においても同様とする。

（個人情報の複製等の制限）

第３９条　組合員は、本事業を行うために保有した個人情報について、棄損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ本事業の目的を達成することができない場合以外は、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

（個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応）

第４０条　組合員は、本事業を行うために保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について業務執行組合員へ直ちに報告しなければならない。報告を受けた業務執行組合員は、直ちに委託者へ報告しなければならない。

（本事業が終了したときの個人情報の消去及び媒体の返却）

第４１条　組合員は、本事業が終了したときは、本事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、提供された個人情報については、提供を行った構成員又は協力機関へ返却しなければならない。

（個人情報の保護）

第４２条　組合員は、本事業に関するデータのほか、参加研究員の個人情報を取り扱う際にはプライバシーの保護に十分配慮し、法令その他の規範を遵守するものとする。

（協力機関）

第４３条　協力機関の協力を得て個別業務を推進したい組合員は、協力機関が本規約第３７条の秘密保持及び第３８条から第４２条の個人情報に関する条項を遵守するよう監督すること並びに本委託契約書に規定されている成果（知的財産等を含む。）の秘密保持及び取扱いに係る規定を適用した契約を事前に締結し、遵守するよう監督することを業務執行組合員に届け出を行い、組合員全員の同意を得なければならない。

２　組合員は、協力機関から提供又は開示された技術情報等について、本規約第３７条の他の組合員を協力機関と読み替え遵守しなければならない。

３　新たな協力機関の協力を得る必要が生じた場合は、委託者と協議を行うものとする。

（組合員の検査権）

第４４条　組合員は、いつでも、主たる事務所において、本組合の業務及び組合財産の状況を検査することができるものとする。

（本規約の改廃）

第４５条　本規約は、本規約に特別の定めがある場合を除き、組合員全員の書面による同意をもって、その全部若しくは一部を改廃することができるものとする。

（本規約に定める各種様式）

第４６条　本規約に定める各種様式については、本委託契約書に定められているものを除き、業務執行組合員が別に定めるものとする。

（裁判管轄）

第４７条　本規約及び本組合に関連する一切の紛争については、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（本規約に定めのない事項）

第４８条　本規約に定めるもののほか、本組合の事務の運営上必要な事項については、業務執行組合員が別に定めるものとする。

２　本規約又は第２１条第１項各号の規程若しくは前項の業務執行組合員が別に定めるものに関し疑義を生じたときは、各組合員協議の上、決定するものとする。

　　附　則

　（施行期日）

１　本規約は、令和○年○月○日から施行する。